


■ 戸籍の変遷（改製履歴）と必要となる戸籍謄本

元号	改製年	必要な戸籍謄本		状況により必要となる戸籍謄本
令和	—	現在の戸籍謄本（＝全部事項証明書）	 <p>ご出生からお亡くなりになるまでの戸籍謄本</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 本籍を変更された場合（＝戸籍謄本に「転籍」の記載がある場合） → 転籍前の戸籍謄本 ➤ ご結婚された場合（＝戸籍謄本に「婚姻」の記載がある場合） → 婚姻前の戸籍謄本 ➤ 分籍された場合（＝戸籍謄本に「分籍」の記載がある場合） → 分籍前の戸籍謄本 ➤ 家督相続された場合（＝戸籍謄本に「家督相続」の記載がある場合） → 家督相続以前の戸籍謄本 ➤ 分家された場合（＝戸籍謄本に「分家」の記載がある場合） → 分家以前の戸籍謄本
平成	平成 6 年	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 6 年式 		
昭和	昭和 32 年	改製前の戸籍（＝改製原戸籍）		
		<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 23 年式 		
大正	大正 4 年	上記の改製前の戸籍		
明治	明治 31 年	<ul style="list-style-type: none"> ・明治 31 年式 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 戸籍謄本等は、一番新しい戸籍（お亡くなりになった方の死亡事実が記載されている戸籍）から、それ以前の古い戸籍へと遡って請求していきます。 ➤ 戸籍謄本の「戸籍事項欄」の戸籍の編製事由、編成日、除籍日とお亡くなりになられた方の「身分事項欄」の出生事項、婚姻事項などの事実発生日を見て、前の「本籍」がどこであったのか、その戸籍の「筆頭者」が誰であるかを確認しながら、以前に本籍のあった市区町村役場に請求する必要があります。 	
	明治 19 年	<ul style="list-style-type: none"> ・明治 19 年式 		

なお、相続人さまの相続順位や代襲相続の有無により、その他に必要な戸籍謄本がございますので、以下をご確認ください。

相続人	代襲相続人等	相続人を確定するために必要な戸籍謄本
被相続人が亡くなられた時点の配偶者	—	<ul style="list-style-type: none"> 被相続人が亡くなられた時点の戸籍謄本
実子、養子など	孫、ひ孫へ続く	<ul style="list-style-type: none"> 被相続人の出生から亡くなられた時までの連続する戸籍謄本 代襲相続が発生する場合は、亡くなられた相続人の方の出生から亡くなられた時までの連続する戸籍謄本
父母	祖父母(両親とも亡くなっている場合)	<ul style="list-style-type: none"> 被相続人の出生から亡くなられた時までの連続する戸籍謄本 父母のいずれかが亡くなっている場合は、その除籍謄本
兄弟姉妹	甥、姪まで	<ul style="list-style-type: none"> 被相続人の出生から亡くなられた時までの連続する戸籍謄本 父母の出生から亡くなられた時までの連続する戸籍謄本 代襲相続が発生する場合は、亡くなられた相続人の方の出生から亡くなられた時までの連続する戸籍謄本